

平成29年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

---

開 会 平成29年12月13日

閉 会 平成29年12月15日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（12月13日）

---

出席議員 7名

1番	小 鹿 重 一 君	3番	森 弘 美 君
4番	柿 崎 裕 二 君	5番	坂 本 豊 君
6番	吉 田 勉 君	7番	木 村 修 君
8番	藤 田 修 一 君		

---

欠席議員 なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	大 川 誠 治 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	三 上 あ け み 君
産 業 振 興 課 長	佐 藤 一 仁 君
建 設 課 長	木 村 伸 一 君

---

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	中 川 悟 君
議 会 事 務 局 主 幹	坂 本 ゆ かり 君

---

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 森 弘 美 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

---

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案の上程・提案理由の説明

議案第 5 3 号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

議案第 5 4 号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 5 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 5 6 号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 5 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 5 8 号 蓬田村農業委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例案

議案第 5 9 号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6 0 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6 1 号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 6 2 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第 6 3 号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第 6 4 号 平成 2 9 年度蓬田村一般会計補正予算（第 5 号）案

議案第 6 5 号 平成 2 9 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案

- 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）  
案
- 議案第 6 7 号 平成 2 9 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 6 8 号 平成 2 9 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案
- 議案第 6 9 号 蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第 5 3 号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 第 7 議案第 5 4 号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 8 議案第 5 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 5 6 号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 0 議案第 5 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 1 議案第 5 8 号 蓬田村農業委員会委員等の報酬及び費用弁償支給税条例の一部を改正する条例案
- 第 1 2 議案第 5 9 号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 3 議案第 6 0 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 4 議案第 6 1 号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 1 5 議案第 6 2 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 1 6 議案第 6 3 号 蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案
- 第 1 7 請願第 1 号 国保税並びに介護保険料の引き上げを行わないことを求める請願

午前9時40分 開会

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成29年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤田修一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番森 弘美君、4番柿崎裕二君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（藤田修一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月15までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月15日までの3日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤田修一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、12月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第3号「若い人も高齢者も安心できる年金を求める意見書採択の陳情」については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（藤田修一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

平成29年9月定例会以後の主なる行事及び会議等の行政活動についてご報告を申し上げます。

なお、その前に私から、議長の許しを得まして挨拶をさせていただきます。

去る10月19日、蓬田村長選挙並びに村議選の補選がございました。当選させていただき、引き続き行政を運営させていただくことになりましたので、皆様方によりしくお願いを申し上げます。

また、新議員として吉田議員が当選されましたことをお祝い申し上げます。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

9月9日日曜日から10日まで、よもぎた村民祭がふるさと総合センターで開催され、これを主催しております。

9月11日、国民健康保険市町村連絡会議が青森市でございまして、これに出席しております。

9月14日、恒例でございしますが、蓬田村敬老会が農業者トレーニングセンターで開催されております。

9月の25日月曜日から9月の26日火曜日まで、青森県町村会主催の県内のエネルギー政策の視察を六ヶ所村ほかで実施したのに参加いたしました。

10月11日水曜日です、青森広域事務組合議会の定例会が消防本部でございまして、これに出席をしております。

10月12日木曜日ですが、交通安全母の会東青ブロック研修会が本村において開催され、これに出席しております。

10月14日土曜日から15日日曜日まで、蓬田中学校におきまして、蓬中祭が開催され、これに出席をしております。

10月20日金曜日、東津軽郡社会福祉大会が本村ふるさと総合センターで開催されましたので、これに出席しています。

10月28日土曜日、蓬田小学校の学習発表会がございまして、これに参加させていただきました。

11月2日、これは木曜日でございます、広域事務組合管理者消防実科査察、消防本部の実際の職員の訓練をここで視察するというので、県の消防学校で開催されましたので、これに出席しております。

11月14日、交通安全青森県民総決起大会が青森市でございます、これに出席しております。

11月14日、これは先ほどの県民大会と同じでございますが、東青地域地域づくり懇談会、これは国土交通省青森河川国道事務所が主催するものでございまして、東青管内の市町村長が一堂に会しまして懇談をしております。

11月の20日、地方自治法施行70周年記念式典が東京都でございましたので、これに出席してございます。

11月24日金曜日、蓬田村社会福祉大会がふるさと総合センターで開催されましたので、出席しております。

11月25日土曜日、蓬田村連合PTA総会がふるさと総合センターで開催されましたので、出席しております。

11月の28日火曜日から11月の30日木曜日まで、全国町村長大会が東京都で開催され、これに出席しております。

12月の7日、蓬田村行政懇談会、これは第2回目のものでございますが、ふるさと総合センターでこれを開催しております。

12月12日、きのうでございますが、青森農協ミニトマト部会が販売額1億円を達成したということで、記念祝賀会を青森市において開催しており、これに出席をいたしました。

以上のとおり、主なるものについて、ご報告を申し上げます。

○議長（藤田修一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

---

#### 日程第5 議案の上程・提案理由の説明

○議長（藤田修一君） 日程第5、議案の上程。今期定例会に提出されております議案17件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。

○村長（久慈修一君） それでは、平成29年蓬田村議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案17件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供

したいと存じます。

議案第53号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となり提案するものでございます。

議案第54号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第55号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の再延長を定めるほか、育児休業等の再度の取得をすることができる特別な事情を定めるために提案するものであります。

議案第56号、蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案につきましては、蓬田村議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第57号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第58号、蓬田村農業委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例案につきましては、農業委員会等に関する法律及び農地利用最適化交付金事業実施要項の一部改正に伴い、蓬田村農業委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第59号、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、蓬田村特別職の職員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第60号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案61号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成29年10月10日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額等を改定するため提案するものでございます。

議案第62号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正及び蓬田村国民健康保険税率の改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第63号、蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、条例の改正が必要となり提案するものであります。

議案第64号、平成29年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税1,200万円、財産収入433万6,000円などを増額し、諸収入17万1,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費931万2,000円、農林水産業費561万7,000円などを増額し、議会費125万1,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,984万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ22億7,542万5,000円となるわけであります。

議案第65号、平成29年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入として、国民健康保険税200万円、繰入金23万3,000円などを増額し、歳出として、総務費23万3,000円、保険給付費200万円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに223万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億4,612万円となるわけであります。

議案第66号、平成29年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入として繰入金26万7,000円を増額し、歳出として総務費26万7,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに26万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億604万3,000円となるわけであります。

議案第67号、平成29年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入の主なるものとして、国庫支出金229万5,000円、支払基金交付金228万2,000円などを増額し、繰入金112万5,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、保険給付費815万円などを増額し、総務費191万3,000円を減額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。



この結果、歳入歳出ともに628万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億3,691万1,000円となるわけであります。

議案第68号、平成29年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入として、繰入金7万2,000円を増額し、歳出として、総務費7万2,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに7万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,123万9,000円となるわけであります。

議案第69号、蓬田村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会教育長の任命について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

---

#### 日程第6 議案第53号 蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 次に、議案の審議を行います。

日程第6、議案第53号蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第53号、蓬田村個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

蓬田村個人情報保護条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、蓬田村個人情報保護条例の改正が必要となり提案するものであります。

内容に関しては、別紙のほうの新旧対照表のほうで説明いたします。

第2条の用語の意義ということで、今までは個人情報ということの1項目しかありませんでしたけれども、その下にア、イ、それから（2）、（3）ということで、項目がふえております。中身に関しては、磁氣的記録、要するに電子データということで、電子データの定義をしております。それから、（2）番目の個人認識符号ということで名称を定義してございますけれども、これに関しては内容が、例えば指紋、それから顔認

識データ、それからパスポート等のデータとか、そういうデータの固まりのことをあらわしております。それから、3番目の要配慮個人情報ということで、内容は人種、それから信条、それから病歴とか、そういうものも取り扱うことができるということで定義しているものであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7 議案第54号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第7、議案第54号職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第54号、職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、職務に専念する義務の特例に関する条例の改正が必要となり提案するものであります。

2ページ目をお開きください。

第1条中「第35条」の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項」を加えるということで、この1条中にはこの項目をふやしてございます。これは

今までこの条例には「地方公務員法」という文言しかありませんでしたので、教育長が単独に教育委員からの選任じゃなくて、教育長という形の役職になっておりますので、その定義をしている地方教育行政法の条文を一文加えているものであります。

以上でございます。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第55号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第8、議案第55号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第55号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の再延長を定めるほか、育児休業等の再度の取得をすることができる特別な事情を定めるため提案するものであります。

2ページ目以降、条例の改正文がついていきますけれども、新旧対照表のほうをごらんいただきます。

今まで第2条の中にあります、中段（イ）の中に、今までは「1歳6カ月に達する日

まで」ということで育児休業がありましたけれども、ここに関しては6カ月間延びまして、「2歳に達する日まで」ということで、6カ月延長がかかってございます。

それと、特殊な事情で再延長を定めるということでもありますけれども、その特別な事情ですが、待機児童、例えば保育園、保育所等に申請をしていますけれども、まだそれが認められていないということで、自宅で子供を見ないといけないという、そういう特殊な事情、特別な事情がある場合も、6カ月間延長、2歳に達する日まで育児休業がとれるという形に条例を改正するものであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第56号 蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第9、議案第56号蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第56号、蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、期末手当の支給割合を改めるため提案するものでありま

す。

1 ページをお開きください。

第1条、蓬田村議会議員の議員報酬及び費用弁償額等に関する支給条例の一部を次のように改正するというので、第7条第2項ただし書中「100分の160」を「100分の170」に改める。

それから、第2条にあります、第7条第2項ただし書中「100分の145」を「100分の150」に、それから「100分の170」を「100分の165」に改めるということでもありますけれども、29年度に関しては100分の10、要は0.1カ月分アップするわけですけれども、それは12月の支給で対応すると。それから、平成30年度になりますと、その0.1カ月上がった分ですけれども、6月の手当と12月の手当で0.05月分を上げるということの分で条例を改正するものであります。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第57号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第10、議案第57号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第57号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例案の説明をいたします。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正が必要となり提案するものであります。

1 ページ目、1 枚お開きください。

内容ですけれども、条例の一部を次のように改正するという事で、別表第 1 中「（教育長を除く。）」を削る。それから、別表第 2 中「（教育長を除く。）」を削るとなりまして、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思いますけれども、今まで教育委員会の委員の中から、教育長という職名を選んでいたわけですけれども、教育長自体が独立して、法律改正のとき独立いたしましたので、その教育長の文言を除いて、あくまでも教育委員会委員という名称に改めるものであります。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 1 議案第 5 8 号 蓬田村農業委員会委員等の報酬及び費用弁償支給  
条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第11、議案第58号蓬田村農業委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

- 産業振興課長（佐藤一仁君） 議案第58号、蓬田村農業委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例案。

蓬田村農業委員会委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。農業委員会に関する法律及び農業利用最適化交付金事業実施要綱の一部改正に伴い、報酬及び費用弁償の支給の改正が必要となったため提案するものです。

次のページと別紙とがありますけれども、内容は、耕作放棄地等をなくすため、農地パトロール等の活動を行うことができ、基本給のほか活動費として実績に伴い報酬で支給することができるようになったということです。

以上です。

- 議長（藤田修一君） これより質疑を行います。7番木村 修君。
- 7番（木村 修君） 農業委員会の制度は今年度、制度が大きく変わったわけでありましてけれども、今回、今説明がありました、この実績に応じて報酬を支払う、この説明書を見ますと、能率給が導入されたというふうになっております。会長、そして委員、そして新たに推進委員、この三者があるわけでありましてけれども、この支給する能率給というか、これを算定するその基準、そしてその評価体制、これはどういうぐあいになっているのか伺います。

- 議長（藤田修一君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（佐藤一仁君） お答えします。

まず、報酬の額ですけれども、委員及び農地利用最適化推進委員の基準は、6,000円を基準としています。そして、今年度9月から実施されることになりました。

評価は、農業委員、それから農地最適化推進委員が、耕作放棄地等のパトロール等の活動を行った場合、それに伴って国のほうから農業委員会等の報酬のところに乗せて支給するという事になっています。

- 議長（藤田修一君） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

---

午前10時18分 再開

- 議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 評価については、一応農業委員、それから農業最適化推進委員で会議を開き、それで農地が耕作できるのか、それから中間管理機構に貸せるのか、それから第三者に貸せるのかということを、会議でもって話し合い、それでもって決定するということです。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） ここに会長、会長は額が違うわけですけども、月額、会長と、そして委員、さらに新しくこの推進委員ですか、ができたわけでありまして。その会長も能率給が支給される、そして委員にも能率給が支給される、推進委員にもその実績に応じた能率給が支給されると。会長を評価するのは誰なのか。そして、委員を評価するのは誰なのか。推進委員のこのやった実績の作業を評価するのは誰なのか。その辺のところはどのようにしているのか。再度伺います。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） その評価ということになれば、うちのほうのことではなくて、その実績に伴った額をまず県、それから国のほうに提出して、それが該当になった場合、後で支給されるということになっています、今のところ。

○議長（藤田修一君） 7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 今伺いますと、それではその実績に応じたその評価の基準というものは、国から示された一覧表みたいなものがあって、それに照らし合わせてその報酬を支給するということになるわけですか。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤一仁君） 議員が言ったとおりです。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



(起立6名)

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第59号 蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第12、議案第59号蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小松生佳君） 議案第59号、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由は、期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

1枚めくっていただいて、第1条、蓬田村特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第2項ただし書中「100分の160」を「100分の170」に改める。

それから、第2条、第3条第2項ただし書中の「100分の145」を「100分の150」に、それから「100分の170」を「100分の165」に改めるということであります。

内容については、新旧対照表のほうをごらんください。

今までの、先ほどの議会議員の手当の部分の説明と同じ原理ですけれども、29年度、ことしに関しては、0.1月分アップしている分を12月で支払いをします。30年1月、来年の1月1日からは、その0.1月分上がった分は、6月の部分と12月の部分で0.05月分ずつ分けるということで、適用する年度が違うので2つつくっているということになってございます。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第60号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

○議長(藤田修一君) 日程第13、議案第60号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第60号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

提案理由は、先ほどのものと同じで、期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

条文の変更する箇所は、要は「100分の160」が「100分の170」、それから「100分の145」を「100分の150」、それから「100分の170」を「100分の165」に改めるということで、原理は同じで、今年度0.1月分を、12月に払ったものを来年度以降は6月と12月に0.05月ずつ分けて払うということの改正であります。

以上であります。

○議長(藤田修一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤田修一君) ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(藤田修一君) 起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第61号 蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例案

○議長(藤田修一君) 日程第14、議案第61号蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小松生佳君) 議案第61号、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましてご説明申し上げます。

蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、平成29年10月10日付の青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の額等を改正するため提案するものであります。

1枚めくっていただきます。

第1条、蓬田村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の77.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の92.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の37.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の42.5」を加える。

それと、別表第1から別表第3までを次のように改めるということで、別表に関しては、行政職給料表、医療職給料表、それから行政職給料表の(二)とか、給料表の変更であります。

あと、前段の勤勉手当の関係ですけれども、別紙の新旧対照表のほうをごらんいただきます。

左側の改正後のところですが、(1)の最後のほうに、6月に支給する場合は100分の77.5、12月に支給する場合は100分の92.5を乗じて得た額、それから(2)のほうに、下線が引かれていますけれども、6月に支給する場合には100分の37.5、それから12月に支給する場合には100分の42.5を乗じて得た額の総額ということ、これが12

月のときの0.15月分上がっておりますので、その分を12月にまとめて支給をすると。

その下の2枚目のほうですけれども、30年度に関しては、6月も12月も同額で100分の85ということで、1年間で100分の170になるのを6月と12月で均等に分けて支給するということの改正でございます。

以上であります。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第15 議案第62号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（藤田修一君） 日程第15、議案第62号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 議案第62号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正及び蓬田村国民健康保険税率の改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の改正が必要となり提案するものであります。

次のページをお開き願います。

主なものは、23条、新旧対照表もそのとおりなのですが、後期高齢者支援金等課税額の変更に伴うものであります。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

適用区分といたしまして、2、この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものといたします。

以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。5番坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 1つ質問しますけれども、この改正によってことしは税収が幾らふえたのか。わかっている範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（坂本 勲君） 詳細についてはちょっとわかりませんので、済みませんが、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） この議案第62号には反対いたします。

ことしこれが改正されて、後期高齢者の分が引き上げになりました。そのときも反対をいたしましたので、今回はこれを条文化したということですので、同じく反対せざるを得ませんので、よろしくをお願いします。

○議長（藤田修一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（藤田修一君） 起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤田修一君） 日程第16、議案第63号蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村伸一君） 議案第63号、蓬田村村営住宅条例の一部を改正する条例案。

蓬田村村営住宅条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、公営住宅法の一部改正に伴い、村営住宅条例の改正が必要となり提案するものであります。

別添の新旧対照表をごらんください。

左が改正後になりますが、第9条に第4項が追加されております。内容については、公営住宅法第16条第4項に規定する入居者に該当する者、これは認知症である者、知的障害者等を述べてございます。家賃を決定する場合には、収入の申告が必要になりますが、ここでは収入の申告が困難な場合は、収入の申告にかかわらず家賃を算定できることとする内容であります。

その下、10条の3に第2項を追加しております。これにつきましても、さっきと同様に、収入の申告にかかわらず家賃を算定できるという内容です。さらに、第10条の3に第3項として、「第13条の規定は、第1項及び前項の家賃について準用する。」を追加しております。

主なものとして以上です。

○議長（藤田修一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（藤田修一君） 起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第17 請願第1号 国保税及び介護保険料の引き上げを行わないことを  
求める請願

○議長（藤田修一君） 日程第17、請願第1号国保税及び介護保険料の引き上げを行わ  
ないことを求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号については、会議規則第91条第2項の規定により、委  
員会付託を省略いたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤田修一君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会の付託を省  
略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（藤田修一君） ないようですから、討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立1名）

○議長（藤田修一君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定い  
たしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時38分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 1月19日

蓬田村議会議長 藤 田 修 一

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 柿 崎 裕 二